平成２１年（フ）第１０６９号
大阪府泉南市樽井８丁目14番15―302号、前住所大阪府泉南市樽井６丁目12番２号
債務者　藤山　義則
1　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１０７９号
大阪府岸和田市上松町650―２―207、住民票上の住所大阪市北区長柄中２丁目５番39号シャトー第一601号室
債務者　浦　　香里
1　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１０８０号
大阪府泉南郡岬町淡輪3743番地の55
債務者　峯　　篤
1　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１０８２号
大阪府泉南郡熊取町朝代東３丁目６番33号
債務者　奥野　貴之
1　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１０８４号
大阪府泉佐野市新安松３丁目３番12―343号
債務者　上村　孝一
1　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１０８６号
大阪府泉大津市板原町３丁目２番29号
債務者　谷村春美こと　金　　春美(旧姓豊田)
1　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１０９３号
大阪府泉大津市池浦町３丁目６番４号
債務者　平田　和男
1　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１０９８号
大阪府和泉市若樫町353番地、前住所堺市南区庭代台２丁10番15―207号
債務者　大木　　愛（旧姓名嘉眞・荒木）
1　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１００号
大阪府泉南市信達牧野437番地の13、住民票上の住所大阪市住之江区御崎７丁目５番10号
債務者　古川エリ子
1　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１０１号
大阪府貝塚市津田南町16番９号、前住所大阪府岸和田市土生町2294番地ネオハイツ東岸和田駅前1003号
債務者　池田　照行
1　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１０２号
大阪府岸和田市大町52番地府営住宅61棟405号
債務者　スドウ開発技建こと　須藤　正美
1　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１０３号
大阪府岸和田市大町52番地府営住宅61棟405号
債務者　須藤美智子
1　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１０４号
大阪府泉南市信達牧野694番地の７
債務者　高嶋　忠司
1　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１０８号
大阪府岸和田市額原町115番地の１ピエールＭ・Ｓ201号、前住所大阪府枚方市出口４丁目39番11―202号
債務者　福沢　幸浩
1　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１０９号
大阪府貝塚市澤1185番地13
債務者　河野　良樹
1　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１１１号
大阪府和泉市池田下町371番地の２アンソレイユ和泉中央Ａ、前住所大阪府泉大津市旭町18番２―1703号
債務者　森　　尚代（旧姓長山）
1　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１１２号
大阪府岸和田市荒木町２丁目22番12―303号
債務者　加藤加緒理
1　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係